質問	回答
同じ週に、予防給付相当とA型サービスを利用するのはどのようなケースか。	例えば、訪問型サービスにおいて、入浴等身体介護の提供を受ける日と 家事援助のみの日がある場合が考えられる。
短期集中予防サービスも現行の二次予防事業である「いきいき教室」 と同様、年度内に1回の利用に限られるのか。	短期集中予防サービスは、概ね3カ月間の短期集中支援により生活機能 改善等の目標達成を目指すものとして位置付ける。したがって、繰り返 し利用することは想定していない。 しかし、一旦終了した後、入院治療期間があったため再度機能向上のために本サービスが必要という事態も想定されることから、利用者に応じ た適切なケアマネジメントの上で判断していただきたい。
月の途中で利用するサービスが変更になった場合、ケアマネジメント はどの類型になるのか。	月末時点の利用サービスによる類型でする。 例えば、短期集中予防サービス終了後、A型サービスのみを利用した場合は、ケアマネジメントIIとなる。 また、A型サービスから予防給付相当サービスに変更した場合は、ケアマネジメントIとなる。
居宅介護支援の件数と介護予防支援の業務受託件数を合わせて 40 件以上になると介護報酬の逓減制度があるが、新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントの受託件数も含まれるのか。受託件数に制限はあるのか。	介護予防ケアマネジメントの受託件数は含まれない。受託件数に制限は ないが、利用者の処遇に影響がないよう、適切な範囲で受託されたい。
新規の元気度調査実施は4月1日以降か。	基本的には元気度調査の実施日から事業対象者となりサービス事業が利用できるため、前もって元気度調査を実施することはない。しかし、準備期間を考慮し、今年においては1カ月前の3月1日から実施していただくことも可能。 その場合、被保険者証の「認定年月日」は3月の元気度調査実施日、「認定の有効期限」の開始日は「平成29年4月1日」となる。
認定有効期間満了日が3月31日の要支援者に対する元気度調査はいつから実施するのか。	福井市では、認定有効期間の 60 日前から実施可能としている。(福井市 介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 14 条第 3 項)